

問題 1. 外為法第 48 条第 1 項では、「国際的な平和及び安全の維持を妨げる
こととなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地と
する特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところ
により、(A) の許可を受けなければならない。」と規定されているが、
(A) には、経済産業省が入る。

問題 2. 1974 年のインドの核実験を契機に発足した核兵器の関連資機材・
関連技術に関する国際輸出管理レジームは、(A) である。(A) には、
原子力供給国グループ (NSG) が入る。

問題 3. 本邦にあるメーカー X は、貨物 α の設計図面を来月、米国のメーカー
Y に提供する予定である。メーカー X の技術者が、貨物 α の設計図面の
該非判定を行う場合、①輸出令別表第 1、②貨物等省令、③運用通達の
3 つの法令をチェックすることが必要である。下線部分は正しい。

問題 4. 中華人民共和国は、原子力供給国グループ (NSG)、オーストラリ
ア・グループ (AG)、MTCR、ワッセナー・アレンジメント (WA)
の 4 つの国際輸出管理レジームの全てに参加しており、輸出令別表第 3
に掲げる地域 (ホワイト国) でもある。

問題 5. 外為法第 25 条第 1 項では、「国際的な平和及び安全の維持を妨げる
こととなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設
計、製造若しくは使用に係る技術 (以下「特定技術」という。) を特定
の外国 (以下「特定国」という。) において提供することを目的とする
取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非
居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、政令
で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受け
なければならない。」と規定されているが、2 つの下線がある政令は、
いずれも「外国為替令」のことである。

問題 6. 本邦にある X 大学は、ペルーで天体観測をするために、輸出令別表第
1 の 10 の項 (2) に該当する光検出器 α (価額 10 万円) を 9 セッ
ト輸出する予定である。光検出器 α が、告示貨物に該当しない場合、
少額特例が適用できるので、X 大学は輸出許可を取得する必要がない。

問題 7. 一般包括許可、特別一般包括許可の申請先は、経済産業省にある安全保障貿易審査課である。

問題 8. 本邦にある X 大学の教授 Y は、来月、ドイツで行われる新素材関連の学会で、外為令別表の 5 の項に該当する製造技術を含む基調講演を行う予定である。当該学会は、20 ユーロ支払えば、誰でも聴講することができる。事前に送られてきた聴講者のリストを見ると外国ユーザーリストに掲載されている大学や団体からの聴講者がいたとしても、X 大学は、役務取引許可を取得する必要がある。

問題 9. 本邦にある X 大学院では、来日から 5 ヶ月になるインドネシア人の大学院留学生 Y に外為令別表の 8 の項に該当するスーパーコンピュータの操作マニュアルを提供する予定である。大学院留学生 Y の研究目的が、インドネシアの地震発生メカニズムという「基礎科学分野の研究活動」にあたる場合、X 大学院は役務取引許可を取得する必要がある。下線部分は正しい。

問題 10. 本邦にある貿易会社 X は、輸出令別表第 1 の 1 の項に該当する暗視カメラ α が、米国で安く売られていたので、米国にあるメーカー Y から 10 セット購入し、イスラエルにあるメーカー Z に売却する予定である。暗視カメラ α は、米国からイスラエルに直接輸出されるが、この場合、貿易会社 X は、仲介貿易取引許可を取得する必要がある。

問題 11. 本邦にあるメーカー X の技術課長は、開発中の外為令別表の 9 の項に該当する暗号装置の設計図面 α が完成したので、現在、渡米中の技術部長に報告をしようと思い、メールで設計図面 α を送ることにした。この場合、メーカー X は役務取引許可を取得する必要がある。

問題 12. 本邦にあるメーカー X は、輸出令別表第 1 の 3 の項に該当するバルブ（価額 3 万円）を新たに開発したので、1 セットを無償サンプルとして、英国にある石油プラントメーカー Y に送る予定である。この場合、無償サンプルとして輸出するのであれば、メーカー X は輸出許可を取得する必要がある。

問題 1 3. 本邦にあるメーカー X の横浜工場には、外為令別表の 5 の項に該当する製造技術 α が、工場見学コースの一部にあるが、事前に申し込みをすれば、だれでも工場見学ができることになっている。来週、同社の株主である米国の年金基金 Y の担当者が来日して、当該工場見学コースを視察する予定であるが、この場合、メーカー X は役務取引許可を取得する必要がない。

問題 1 4. 大阪の大学院生 X は、自作した暗号通信ソフト α （外為令別表の 9 の項に該当）を誰もが無料で使用できるように、自分のホームページに公開する予定である。この場合、大学院生 X は役務取引許可を取得する必要がない。

問題 1 5. 経済産業大臣は、外為法第 4 8 条第 1 項に違反した者に対し、行政制裁を科すことができる。

問題 1 6. 本邦にあるメーカー X と本邦にある貿易会社 Y は、来月、アラブ首長国連邦のドバイで、国際入札の最終打合せをする予定である。その際、メーカー X は、外為令別表の 3 の項（2）に該当する製造技術の図面を契約に基づき、ドバイで貿易会社 Y に提供する予定であるが、この場合、メーカー X と貿易会社 Y は居住者同士の取引なので、メーカー X は役務取引許可を取得する必要がない。

問題 1 7. 一般包括許可の対象地域は、輸出令別表第 3 に掲げる地域（ホワイト国）に限定されている。

問題 1 8. 個別の輸出許可の申請は、見積書でも可能である。

問題 1 9. 特別一般包括許可を適用して輸出する場合は、用途や需要者の確認は不要である。

問題 2 0. 本邦にあるメーカー X は、国連武器禁輸国のソマリアのメーカー Y から、輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当する釘 1 トンの注文を承けた。用途を確認したところ、難民の住宅建設に使用すると連絡を受けた。この場合、メーカー X はキャッチオール規制に基づく輸出許可申請をする必要がない。

問題 2 1. 外為法第 5 5 条の 1 0 第 1 項は、「(A) は、経済産業省令で、第 2 5 条第 1 項に規定する取引又は第 4 8 条第 1 項に規定する輸出（以下「輸出等」という。）を業として行う者（以下「輸出者等」という。）が輸出等を行うに当たって遵守すべき基準（以下「輸出者等遵守基準」という。）を定めなければならない。」と規定している。(A) には、経済産業大臣が入る。

問題 2 2. 外為令別表の 5 の項に該当する技術を無許可提供した場合、外為法第 6 9 条の 6 第 1 項により、懲役刑は、「7 年以下の懲役」と規定されている。下線部分は正しい。

問題 2 3. 外為法等遵守事項では、企業における取引審査の最終判断権者は、顧客や取引について熟知している営業部長を選任することが求められている。

問題 2 4. 外為法等遵守事項では、通関時の事故が発生した場合、輸出管理部門に報告することが求められている。

問題 2 5. 本邦にあるメーカー X は、外国ユーザーリストに掲載されている台湾の団体 Y から輸出令別表第 1 の 7 の項（1）に該当する集積回路（価額 7 0 0 万円）の注文を受けた。取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出しようとしたところ、用途は民生用途であるか確認できない。この場合、包括取扱要領の「核兵器等の開発等」の「用いられる（利用される）おそれがある場合」に該当することから、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は失効する。下線部分は 正しい。

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規定の届出等について」の（別紙1）に記載されている。
包括許可要領	包括許可取扱要領

平成29年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第38回)

(STC Associate)試験問題